

## 児童発達支援・放課後等デイサービス 料金表 (加算)

□ 児童福祉法に基づく障害児通所支援給付等対象サービスに関する利用料金

( )内は利用者1割負担額を円に換算して表示したものです。

ただし小数点以下は切り捨て、1ヶ月の合計単位数での算出である為、誤差がでます。

\*加算については加算事業所と算定され、加算対象となり、ご利用した場合に生じます。

項目	内容	サービス1回あたりの単位数(料金)	
1 送迎加算 (片道)	自宅⇄事業所、事業所の最寄駅や集合場所までの送迎 *事前に場所を定める。事業所、保護者の都合により日々変える事は不可	54 単位/回 (59 円)	
2 欠席時対応加算	急病等の理由により急遽利用を中止した場合の費用 *前日、前々日、2営業日前の連絡が対象	94 単位/日 (103 円)	4回/月
3 利用者負担 上限額管理加算	利用者負担上限額管理対象者のみ	150 単位/月 (164 円)	
4 事業所内相談 支援加算	障害児と家庭等に相談援助を行った場合 *児童へのサービス提供中は対象外	35 単位/月 (38 円)	
5 関係機関連携加算	(I) 保育所等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合	200 単位 (219 円)	1回/年
	(II) 就学前又は就職前の障害児について、就学先の学校との相談援助又は就職先の企業等と連絡調整を行った場合		1回/各
6 福祉専門職員 配置等加算	(I) 常勤換算上、直接支援員で社会福祉士等である従業者の割合が35%以上の場合	15 単位/日 (16 円)	
	(II) 常勤換算上、直接支援員で社会福祉士等である従業者の割合が25%の場合	10 単位/日 (11 円)	
	(III) (1)、(2) のいずれかに該当する場合 (1) 常勤換算による指導員又は保育士の総数のうち、常勤の割合が全体の75%以上である (2) 常勤の指導員又は保育士のうち、3年以上従事している者の割合が全体の30%以上である	6 単位/日 (6 円)	
7 家庭連携加算	あらかじめ保護者の同意を得た上で、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等を行なった場合	所要時間1時間の場合 187単位(205円)	4回/月
		所要時間1時間以上の場合 280単位(306円)	
8 訪問支援 特別加算	3ヶ月以上継続的に利用していた障害児が、最後に利用した日から5日間連続して利用がなかった場合、あらかじめ家族の同意を得た上で居宅を訪問し、引き続き児童デイサービスを利用するための働きかけ等を行なった場合	所要時間1時間の場合 187単位(205円)	2回/月
		所要時間1時間以上の場合 280単位(306円)	
福祉・介護職員 処遇改善加算 I	厚生労働省の定めた基準に適合した事業所であり、障害福祉サービス等に従事する福祉・介護職員の賃金改善に充てることを目的とする。 単位の計算方法：1ヶ月毎に1～9の基本・加算の対象となった総単位数に次の定められた率を乗じた数 児童発達：5.6% 放課後等デイサービス：5.9%		
1割相当額分の 計算方法	1ヶ月のサービス合計単位数×10.96円×10% *10.96円は横浜市の地域加算		